

お知らせ

輸入業者各位

平成22年5月7日

経済産業省農水産室

貝柱に関する輸入割当ての取扱いについて

貝柱(実行関税率表の番号が03・07に分類されるものに限る。)を輸入する場合に、必要となる輸入割当ては、下記のとおりとなっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

なお、各輸入割当ての詳しい手続等については、輸入発表にてご確認ください。

記

- 1 ほたて貝*の貝柱 ... 「ほたて貝」の輸入割当て
- 2 ほたて貝以外の貝柱 ... 「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当て
- 3 韓国を原産地とする貝柱 ... 「水産物」の輸入割当て
(ほたて貝の貝柱を含む。)

*:ホタテガイを含む、イタヤガイ科に属するもの全ての貝類をいう。

【本件のお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済協力局

貿易管理部農水産室水産班

電話:03-3501-0532